

重要事項説明書

特定施設志貴野長生寮

(富山県指定 第 1670202777 号)

当施設は、ご利用者に対して、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容および契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 施設経営法人 (事業者)	2
2. ご利用施設	2
3. 居室などの概要	3
4. 職員の配置状況	4
5. サービスの内容	5
6. 当施設が提供するサービスと利用料金	5
7. ご利用中の医療の提供について	6
8. サービス提供の記録の閲覧について	7
9. 施設を退所していただく場合について (契約の終了)	7
10. 苦情などの受付	8
11. 事故発生時の対応	9
12. 損害賠償について	10
13. 残置物などの引き取りについて	10
14. サービス提供における事業者の義務	10
15. 当施設ご利用上の留意事項など	11

1. 施設経営法人 (事業者)

- (1) 法人名 社会福祉法人 高岡市身体障害者福祉会
- (2) 法人事務局所在地 富山県高岡市葦附 1239 番地の 27 (〒939-1273)
- (3) 電話番号など Tel. 0766-36-1200 Fax. 0766-36-1203
- (4) 代表者氏名 理事長 笠 島 學
- (5) 設立年月日 昭和 58 年 6 月 11 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護
令和 3 年 6 月 1 日指定 【富山県 第 1670202777 号】
- (2) 施設の目的 当施設は、介護保険法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じ、介護支援専門員が作成したケアプランに基づき必要なサービスを提供し、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。又必要に応じて外部サービスをご利用していただき日常生活を支援します。
- (3) 施設名 特定施設志貴野長生寮
- (4) 施設所在地 富山県高岡市滝新 21 番地 1 号(〒939-1254)
- (5) 電話番号など Tel. 0766-36-8181 Fax. 0766-36-8177
- (6) 施設の管理者 施設長 岡 嶋 雅 弘
- (7) 施設運営方針
- ① 尊厳の保持
命を尊び、人を敬い、一人ひとりが人として尊重されるよう、生活環境およびサービスを提供します。
 - ② 自立支援
利用者の自立支援を基本とし、一人ひとりの思いに沿って、できることを見守り、必要に応じて補助し、それぞれが望む生活を送れるよう支援します。

- (8) 開設年月日 令和3年6月1日
- (9) 利用定員 30人
- (10) 併設事業 当施設では、次の事業を併設して実施しています。
- 【特別養護老人ホーム】 平成19年4月1日指定
定員 80人
- 【短期入所生活介護事業】 平成19年4月1日指定
富山県 第 1670201597 号 定員 5人
- 【通所介護事業】 平成19年4月1日指定
富山県 第 1670201589 号 定員 15人
- 【居宅介護支援事業】 平成23年4月1日指定
富山県 第 1670201845 号
- 【養護老人ホーム】 平成31年4月1日指定
- 【訪問介護事業】 令和3年6月1日指定
富山県 第 1670202785 号

3. 居室などの概要

当施設では以下の居室, 設備をご用意しています。

居室・施設の種類	室 数	備 考
1人居室	30 室	30 人
合 計	30 室	30 人
食 堂	1 室	(1 階)
静 養 室	1 室	(1 階)
浴 室	1 室	(一般浴室: 1 階)
医 務 室	1 室	(1 階)

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護施設に設置が義務づけられている施設・設備です。これらの施設・設備の利用にあたって、ご利用者またはご家族などに負担していただく費用はありません。

※ ご利用者またはご家族などから居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族などと協議の上決

定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

〔主な職員の配置状況〕 (職員の配置については、指定規準を遵守しています。)

職種	職務内容	人数
1.施設長（管理者）	従業者及び業務の管理を行います。	1 人
2.生活相談員	ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。	1 人
3.介護職員	ご利用者の日常生活上の介護および健康維持のための助言などを行います。	3 人以上
4.計画作成担当者	ご利用者に係る特定施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。	1 人

〔主な職種の勤務体制〕

職種	勤務体制
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人数です。
	早出 7：00～16：00 2人
	日勤 8：30～17：30 約8人
	遅出 9：30～18：30 2人
	夜勤 16：30～9：30 2人

※ 土曜日、日曜日、祝祭日は上記と異なります。

5. サービスの内容

(1) 基本サービス

特定施設サービスの立案

①利用者について、解決すべき課題を把握し利用者の意向を踏まえた上で、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスに係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

②利用者の安否の確認

事業所の従業者により、利用者の心身の状況、生活状況を常に気配りいたします。

③生活相談等

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

(2) 受託居宅サービス

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、療養、その他日常生活上の支援について、事業者が委託する下記の指定居宅サービス事業者により提供します。

指定訪問介護事業者

志貴野長生寮訪問介護センター
(〒939-1254) 富山県高岡市滝新 21 番地 1

指定地域密着型通所介護事業者

志貴野長生寮デイサービスセンター
(〒939-1254) 富山県高岡市滝新 21 番地 1

指定通所介護事業者

デイサービスセンターはるかぜ
(〒939-1119) 富山県高岡市オフィスパーク 13 番地

指定認知症対応型通所介護事業者

デイサービスセンターといで野はるかぜ
(〒939-1104) 富山県高岡市戸出町 3 丁目 951 番地

指定訪問看護事業者

訪問看護ステーションほのぼの
(〒933-0824) 富山県高岡市西藤平蔵 313 番地

次の指定居宅サービスは、利用者の希望や心身の状況等に応じて事務所がその都度委託する事業者により提供します。

指定福祉用具貸与

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 利用料金

利用料金は別紙料金表をご参照ください

(2) サービス利用料金および支払い方法

前記(1)の料金・費用は、月ごとの利用日数で計算し、翌月 10 日ごろまでに請求いたします。

お支払いは、原則、当施設指定の金融機関口座からの自動引き落としとさせていただきます。（支払期日：毎月18～20日ごろの平日、指定金融機関：北陸銀行）

ただし、引き落としを希望されない場合は、当施設指定口座へのお振込みまたは現金でのお支払いもできます。（振込手数料は振込人のご負担となります。）

また、医療制度上の一部負担金なども同時に引き落とし、各医療機関へ支払代行いたします。

(3) サービス

① 食 事

- 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養ならびにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- 食事介助は原則として、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。従業者へ相談してください。

（食事時間）

朝食：7:15～ 昼食：11:45～ 夕食：17:45～

② 入 浴

- 入浴介助は原則として、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。従業者へ相談してください。

③ 排 泄

- 排泄介助は原則として、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。従業者へ相談してください。

④ 健康管理

- 看護職員や協力病院の医師が健康管理を行います。なお協力病院以外への外来は原則として、ご家族に実施していただきます。（介添えが必要な場合にはご相談ください。遠方の場合には費用がかかる場合があります。）

7. ご利用中の医療の提供について

(1) 嘱託医による診療

当施設では、以下の医師と嘱託契約を締結しており、ご利用者は定期的に当施設内で診療を受けることができます。

（当施設の嘱託医）

- 能 澤 孝 （光ヶ丘病院） ： 内科
- 矢 後 知 規 （矢後病院） ： 精神科

※ 基本的には、能澤医師が主治医となり、精神科の診療が必要な方については、矢後医師が受け持つ形となります。

(2) 外部医療機関での診療など

ご利用者の希望により、当施設の送迎および付添いで、下記の協力医療機関で診療や入院治療を受けることができます。

ただし、これは下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、これらの医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。

なお、下記以外の医療機関での診療を希望される場合は、原則として身元引受人様やご家族に送迎などをしていただきます。（ご利用者単独での通院は認めません。）

(協力医療機関)

- | | | |
|----------------|-------------|--------------|
| ① 済生会高岡病院 | [入院設備あり] | |
| 富山県高岡市二塚 387-1 | (〒933-0816) | 0766-21-0570 |
| ② 光ヶ丘病院 | [入院設備あり] | |
| 富山県高岡市西藤平蔵 313 | (〒933-0824) | 0766-63-5353 |
| ③ なるせクリニック | | |
| 富山県高岡市下麻生 496 | (〒939-1272) | 0766-36-1770 |

8. サービス提供の記録の閲覧について

当施設では、ご利用者および身元引受人様の求めに応じて、ご利用者に関する各種記録を閲覧することができます。

なお、それらの記録をコピーされる場合は、別途実費をいただきます。

9. 施設を退所していただく場合について (契約の終了)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。

- ① 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ② 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能となった場合
- ③ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ④ ご利用者または身元引受人様から退所の申し出があった場合
(詳細は以下(1)をご参照ください)
- ⑤ 当施設から退所の申し出を行った場合 (詳細は以下(2)をご参照下さい)

(1) ご利用者または身元引受人様からの退所の申し出

ご利用者または身元引受人様は、当施設の利用中、いつでも退所を申し出ることができます。その場合は、退所を希望する日の7日前までに「**解約届出書**」をご提出ください。ただし、次の場合には即時に契約を解除し、施設を退所することができます。

- ① 当施設もしくはサービス従事者が、正当な理由なく、本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ② 当施設もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ③ 当施設もしくはサービス従事者が故意または過失によりご利用者の身体・財物・信用などを傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ④ 他のご利用者がご本人の身体・財物・信用などを傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、当施設が適切な対応をとらない場合

(2) 当施設からの退所の申し出

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご利用者または身元引受人などの代理人が、契約締結時にご利用者の心身の状況および病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者または支払いを請け負う者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者または身元引受人などの代理人が、故意または重大な過失により、事業者またはサービス従事者もしくは他のご利用者などの生命・身体・財物・信用などを傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(3) 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合は、ご利用者および身元引受人様の希望により、ご利用者の心身の状況や置かれている環境などを勘案し、あらかじめ文書にて、ご利用者または身元引受人様の同意を得たうえで、以下の援助を行います。

- 適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設などの紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他、保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

10. 苦情などの受付

(1) 当施設における苦情などの受付

当施設のサービスに対する苦情やご要望、ご相談は、以下の窓口で受け付けています。

- 受付担当者 竹村生活相談員 または 内嶋計画作成担当者

- 受付時間 8:30～17:30 (土曜, 日曜, 祝祭日は除きます。)
- 受付方法
 - ① 口頭による受付 (上記職員までお申し出ください。)
 - ② 電話による受付 (下記番号までお申し出ください。)
 - ③ 文書による受付 (施設内に意見箱を設置しています。)
- 電話番号など Tel. 0766-36-8181 Fax. 0766-36-8177

(2) 行政機関の窓口

高岡市高齢介護課 (認定・審査担当)
所 在 地 富山県高岡市広小路 7-50 (高岡市役所 2 階)
受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15
電話番号など Tel. 0766-20-1375 Fax. 0766-20-1364

※ その他の市町村が介護保険の保険者となっている方は、保険者の市町村窓口(高齢福祉課など)となります。

(所在地, 電話番号などは、お手数ですが、各自でお調べください。)

(3) その他の苦情受付機関

- ① 富山県福祉サービス運営適正化委員会 (富山県社会福祉協議会内)
所 在 地 富山県富山市安住町 5-21 (富山県総合福祉会館 2 階)
受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00
電話番号など Tel. 076-432-3280 Fax. 076-432-6532
- ② 富山県国民健康保険団体連合会
所 在 地 富山県富山市下野豆田 995-3
受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00
電話番号など Tel. 076-431-9833 Fax. 076-431-9834

11. 事故発生時の対応

施設内で事故が発生した場合には以下の手順により対応します。

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに医師などの指示を受け、ご利用者の生命・身体の安全を最優先に必要な措置を講じます。
- (2) ご利用者の身元引受人様やご家族, 県, 高岡市および保険者(介護保険証を発行している市町村)に連絡し、状況の説明を行います。
- (3) 事故発生の記録を「**事故報告書**」に記載するとともに、一連の経過および再発防止策をご利用者, 身元引受人様やご家族, 県, 高岡市および保険者に報告します。

【事故対応責任者】

竹村生活相談員 および 岡嶋施設長

12. 損害賠償について

当施設をご利用中に、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意または過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

13. 残置物などの引き取りについて

ご利用者の契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品(残置物)は、2週間以内にご利用者もしくは身元引受人様などの代理人に引き取っていただきます。

なお、期限を過ぎても、ご利用者もしくは身元引受人様などの代理人が残置物の引き取りを履行しないときは、ご利用者もしくは身元引受人様などの代理人に連絡の上、残置物を強制的にお引渡しいたします。また、引渡しにかかる費用については、ご利用者もしくは身元引受人様などの代理人にご負担いただきます。

14. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- (1) ご利用者の生命・身体・財産の安全・確保に配慮します。
- (2) ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携の上、ご利用者から聴取、確認します。
- (3) ご利用者が受けている要介護認定有効期間の満了日 30 日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- (4) ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、ご利用者または身元引受人などの代理人の請求に応じて、閲覧や複写物の交付について対応します。
- (5) ご利用者および他のご利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
- (6) 事業者および施設職員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族などに関する事項を、正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合、サービスを提供するための専門職間の連絡調整、施設の情報公開活動などにおいては、医療機関、その他の専門

機関、機関紙やホームページなどの媒体にご利用者の情報や写真などを提供します。

15. 当施設ご利用上の留意事項など

当施設のご利用にあたって、ご利用者の共同生活の場としての快適性および安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 面会について

ご利用者への面会については、以下の点に留意してください。

- 面会時間は、平日の 10：00～11：30、14：00～15：30 の間とします。
- 面会を希望される場合は、事前に電話で予約を入れて下さい。
- 来訪される場合は、酒類や多量の食品の持ち込みは控えてください。
- 差入れの食物をご利用者と食される場合は、食事の制限を受けている方もいますので、他のご利用者に見えないように配慮をお願いします。
また、同様の理由で、他のご利用者へのお裾分けなども控えてください。
- 差入れの食物について、衛生面の見地から、残ったものを居室に置いていくことは避け、持ち帰るか職員に預けていただくようお願いします。
- 職員へのお心付けは、一切お受けしておりません。

(2) 設備・備品などの使用上の注意

- ① 居室および共用設備・備品、敷地は、その本来の用途に従ってご利用ください。
- ② 故意または僅かな注意を払えば避けられたにもかかわらず、設備・備品などを損壊、汚染させた場合は、ご利用者および身元引受人様の負担により原状回復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ 当施設は、ご利用者に対するサービスの実施および安全衛生などの管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。
ただし、その場合、ご利用者のプライバシーの保護などについて、十分な配慮を行います。
- ④ 当施設の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- ⑤ 原則として、施設内での飲酒は禁止となっています。喫煙については所定の場所をお願いします。

当事業所の外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護にあたり、利用者に対して契約書並びに契約書別紙および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

事業者名 社会福祉法人 高岡市身体障害者福祉会

住 所 富山県高岡市葦附 1239 番地の 27

代表者氏名 理事長 笠 島 學 (印)

契約者

利用者

住所

氏 名 (印)

代理人

住所

氏 名 (印)

続 柄 ()